

一時保育のしおり

新地町立保育所

「一時保育」は、日頃お子さんの世話をしている方が、急に病気、入院及び冠婚葬祭などで、世話ができなくなった時に、一時的にお子さんをお預かりする保育サービスです。対象児童は、満1才児～就学前までのお子さんで下記に該当する場合に利用することができます。

☆どんな時に利用できるの？☆

保護者の傷病、入院、出産、祖父母の介護や看護、冠婚葬祭などの理由で、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となり、保育を必要とする場合利用できます。

☆必要な手続き☆

- ・利用希望日の7日前までにこども家庭係または利用希望の保育所にお越しください。「一時保育利用許可申請書」等の必要な書類を記入していただきます。
- ・緊急で来られない時は電話でも可能ですが、必ず申請書の提出が必要です。受付時間は、午前8時30分～午後5時までです。

※手続き後、当日持参する物をお知らせします。

☆利用内容☆

- ・利用できる年齢 ～ 新地町内に住所があり、満1才～就学前の健康なお子さん

- ・利用できる日・時間 ～ 月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）

1日保育	8:30	～	17:00
半日保育（午前）	8:30	～	12:30
（午後）	13:00	～	17:00

- ・利用期間 ～ 1ヵ月あたり5日以内

- ・利用料金

区分	1日保育	半日保育
1・2才児	3,000円	1,500円
3才以上児	2,000円	1,000円

※上記の他に、希望者には給食（200円）、布団（100円）を提供します。

※年齢は利用する日の属する年度の4月1日の満年齢とします。

※利用時間を超えたときは、1時間400円が追加となります。

※私的事由による保育は500円追加となります。

- ・利用定員 ～ 1日あたり2人

☆持ってくる物☆

- ＊着替え～各2組（下着、パンツ、ズボン、Tシャツ、トレーナーなど）

ビニール袋（2・3枚）～汚れ物を入れます。

- ＊お昼寝用布団～必要に応じて持参してください。

敷布団・掛け布団（季節に応じて毛布・タオルケット等）

- ＊保育所にも用意してあります。（1回～100円）

- ＊おしぼり～1枚、手拭タオル～1枚

- ＊帽子

- ＊オムツ・おしりふき、よだれかけについては必要なお子さんのみご持参ください。

※ 持ち物は一つひとつに、必ず名前を書いてください。

☆登所についてのおねがい☆

- ＊予約取り消しの場合や登所の時間が遅れる時は、必ず利用する保育所へ連絡してください。

- ＊お迎え時間が変更になったり、保護者以外の方がお迎えの時は、必ず連絡して下さい。

- ＊体調の悪い時はお預かりできません。また、薬の服用はご家庭でお願いします。

こども家庭係 新地町谷地小屋字樋掛田 30 0244-62-2931

新地保育所 新地町谷地小屋字愛宕 38 0244-62-2277

駒ヶ嶺保育所 新地町駒ヶ嶺字新町 7 0244-62-3009

福田保育所 新地町大字福田字中里 14 0244-62-3595

